

# 「二年律令」研究の射程

——新出法制史料と前漢文帝期研究の現状——

宮 宅 潔

はじめに

二〇〇一年の暮れに『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』（文物出版社）が出版され、湖北省江陵県（いまの荊州市）の張家山漢墓から出土した竹簡史料のうち、未発表であった部分、なかでも「二年律令」の書題を持つ法文集について、その積文と図版が公表された。この史料が漢代史研究に与えるであろう衝撃はかねてから予測されていたが、公表後その予測は確信に変わり、<sup>①</sup>以後これを用いた論考が陸續と現れている。とりわけ、以前とは比べものにならない出版状況の下、さらにはインターネットサイトも積極的に活用されて、<sup>②</sup>圧倒的な量の研究が中国から発信されている。ただしその中には、一つの字句、一つの条文の解釈に焦点を絞った、劉記風の論考も多い。取りあげた主題の歴史的位置づけをめぐっても、通説をなぞっただけの結論にしばしば行き当たる。もちろん新出史料があらゆる年来の懸案に決着をつけるわけでも、尽く旧説を覆すわけでもないが、秦より漢初に至る時期の法文について格段と知見が充実した今、これまでの研究史を振り返り、想定されていた歴史像そのものを検証してゆかねばなるまい。ここでは、試みに前漢文帝期の把握を一つの軸とし、先行研究、二年律令から新たに得た知見、さらには「二年律令以後」の研究が抱える問題点について、現状を紹介してきた。

漢王朝の、国家としての姿が整えられたのは文帝期であった。漢の開祖、高祖劉邦が即位後に精力をつぎこんだのは、かつて盟友であった異姓諸侯王たちを排除することであった。東方の、旧六国支配領域に封地を与えられた異姓の王たちを、長沙王を唯一の例外としてすべて取り除き、同姓諸侯王を封建したところで劉邦は世を去る。続く恵帝の時代には皇太后呂氏が実権を握り、劉・呂の間の、臣下を巻きこんだ政争に明け暮れた。呂後の死後、代王より迎えられて即位したのが文帝である。他の劉氏一族や高祖旧臣の動向を窺いつつ始まった文帝の治世は二十三年に及ぶ。この時期には様々な制度改革が進められており、それが、景帝の治世を経て、武帝時代の興隆を準備したといえよう。

後世まで多くの賛辞を浴びる文帝の治世だが、当該時代に関する『史記』『漢書』の記事は豊富とはいえず、その実像は必ずしも明らかでない<sup>③</sup>。あまたの改制についても、その詳細・背景・目的は定かでなく、文帝の節儉・仁徳といった、個人的資質ばかりが称揚され、改制を必要とした現実的な理由については語られない。

「二年律令」の二年は高祖二年とも呂后二年とも推測されるが、いずれにしても前漢初頭の法文集であることには変わりない。そこに規定されている諸制度、及び背後に窺える政治的・社会的状況を前漢史の文脈上に位置づけ、従来の歴史像を修正してゆくなかで、文帝期は変革の時代であったことが改めて指摘されつつある。本稿が特に文帝期をとりあげる所以である。

ただ、本題に入る前に、「二年律令」なる史料自体の素性についても一瞥しておきたい。出土史料であるが故に、二年律令の扱いには注意が必要であり、これを同時期の典籍史料や、後代の法律史料と同じように利用すれば、間違った方向に導かれかねない。まずは一章を使って、その史料としての性格について、私見を述べておく。

① 我が国における公表直後の紹介、展望には山田勝芳二〇〇二「重近 啓樹二〇〇二がある。『簡帛』（簡帛研究中心、<http://www.dsml.org.cn/>）がある。

② 簡牘研究に特化したものとしては、武漢大学の二つのホームページ、

『簡帛研究』（中国伝統文化研究中心、<http://www.bamboosilk.org/>）

③ 文帝の実像に迫ろうとした試みとしては佐藤運郎二〇〇〇などがある。

## 一 「二年律令」とは

二年律令の発見以来、多くの論者が「二年」とは呂后二年（前一九六）のことであると推測してきた。呂后元年以降の制定であるのが確実な条文が存在する点、墓主が病で職を去ったのが恵帝元年（前一九四）で、墓葬の時期はそれ以降である点、がその論拠となっている。ただし論者によっては「二年」を高祖二年（前二〇五）とする。つとにそれを提唱したのが張建国一九九六で、のちに陳蘇鎮二〇〇四等がこれに賛同している。これらの論者は、高祖二年に蕭何が「法令約束を為」つたとされること、二年律令の条文中に高祖の諱「邦」字は現れないが、恵帝以下の諱（盈・雉・恒）は使用されていること、を指摘し、高祖二年説の論拠とする。この見方に立てば、二年律令中の、明らかに高祖二年より後に制定された条文は、後世の追補ということになる。一方呂后二年説の側は、恵帝以下の諱を避けていない条文は、高祖時に制定された古いものである、と説明する<sup>①</sup>。

筆者はすでにこの論争に言及したことがあり「宮宅潔二〇〇四」、ここでは高祖二年説に与し得ない旨を述べた。幾つかの腑に落ちない点があったからである。まず、制定の年を冠した法文集の称谓が秦漢代の典籍史料にはまったく見えない。法令、あるいは法令集の呼称を制定の年と結びつける発想は漢代には見られず、より後代になって現れる「鬲谷至二〇〇五」。そもそも「二年律令」なる呼称が正式なものなのか、それとも墓主（あるいは書写者）が心覚えに書き付けた書題に過ぎないのかも定かでない。「二年」を制定の年と断ずる背後には、この法文集は中央から頒布された、全国共通の統一法典である、という暗黙の前提があるように見受けられる。だが、この史料は一個人の墓から出土したものである、という事実から歩を進めるなら、地方官府に対して法文が如何なるかたちで頒布され、管理されていたのか、という点にまず目を向けるべきだろう<sup>②</sup>。

劉邦の諱を避けようとする意図が二年律令にははつきり現れており、睡虎地秦簡や龍崗秦簡中の秦律に見えなかった

「国」字が、二年律令では「邦」字の代わりに専ら使用されている。秦律に見える「臣妾」「贖一甲」といった語句も、二年律令では「奴婢」「罰金一兩」という言い方に改められている。劉邦即位後にこうした字句の書き換えが集中的に行われ、そのうえで法文集が頒布されたこと、少なくともそれが南郡に持ち込まれた可能性は、想定しておいたほうがよい。だがそうになると、二年律令中で恵帝以下の諱が避けられていないことは、あたかもそうした改訂が高祖期に行なわれたきりであったことを示唆するかのようだが、実際には明らかに呂后以降の条文も二年律令に含まれている<sup>③</sup>。そうした条文は如何にして追加されたのか。この問題も官府における法文集の扱い方と関わるものである。

秦から漢初にかけての法令頒布のあり方については十分な史料がないのだが、修正・追加がなされた法文集が定期的に、まとまったかたちで頒布された形跡はなく、むしろ条文の修正・追加は各官府において随時、かつ独自になされていたようである。次の二つの睡虎地秦簡には注目してよからう。

県各告都官在其県者、写其官之用律 内史雜（秦律十八種<sup>186</sup>④）

県は各おのその県内に所在する都官に通知して、その官の用律を書写させる。 内史雜

県より通知をうけた都官<sup>⑤</sup>は県衙に赴いて「用律」を書写したのであろう。ここで律（あるいは律文集）は、各官府にむけて頒布されてはおらず、それを必要とする側が官府に赴いて書写している。その際に書写されたのも必要な律文のみであろう。こうして条文が追加されていったならば、先帝の時代に書写された条文は、今上皇帝の諱を避けなまま、都官が保持する法文集の中に留まることになる。

右のごとき律の追加・更新が、一年周期で行われたことを示唆する条文もある。

歲籙辟律於御史。尉雜（秦律十八種<sup>199</sup>）

睡虎地一九九〇はこの条文を、「毎年（廷尉は）御史のところに行つて刑律を照合せねばならない」と解釈し、かつこの手続きは条文の改竄を防ぐために行われた、とする。しかしフルスウェー一九八五が指摘する通り、右条の意味する所は確と

せず、他にも解釈の余地がある。また毎年「讎」が行われたのも、改竄防止のためとは限らない。これもフルスウェーが言及する通り、『商君書』定分篇の「一歳<sup>⑧</sup>ごとに法令を受く<sup>さす</sup>」を参考にして理解する道もある。『商君書』の文自体、釈しにくい一句であるが、それが年に一度、法令が更新されたことを意味するのなら、秦律十八種199の「讎」も、改削の有無を照合するのではなく、年に一度、御史の法官に赴き、新たに制定された律を書写すべく、自らの持つ法文集と御史府のそれとを照合し、新条文を書写したと見做せまいか。睡虎地一九九〇の解釈に従って尉を廷尉、御史を中央のそれと考へれば、こうした律の更新は悠長に過ぎ、あり得ない様に映るが、「尉」、「御史」の解釈にも依然検討の余地が残るのだから、右の仮説も一概には捨て切れまい。

年に一度しかるべき場所に赴いて、新律を書写するかたちで律文集が更新されていたとすれば、なぜ「二年律令」という呼称が用いられたのかも、「制定の年」という発想を離れて解釈できる。また各官府が保管する法文集に新条文が徐々に加えられていったのなら、呂后期の新律と、惠帝の諱を避けない、高祖期の律文とがその中に同居している理由も、無理なく説明し得る<sup>⑨</sup>。むしろ、この両者が入り混じっていることが、まさにこうした更新法がとられていたことの証左となる。筆者は先に、令典が中央の主導によって編纂・頒布されたのではなく、各官府に蓄積されていた詔勅を、それぞれが独自に分類・整理することによってひとまず形成された可能性を指摘した「宮宅一九九五」。律についても同様に、中央が常に全体を一括して制定・頒布したことを疑うものである。

以上の仮説を取って呈示したのは、二年を制定の年とし、さらには二年律令を全国共通の統一法典と見て疑わない傾向に一石を投ずる為であり、かつ以下の論点整理に先立って、忘れてはならない視点を示すためでもある。それは、現在我々が目にしてある二年律令のなかに、死文となつた条文が含まれているかもしれない、という可能性である。

二年律令が某一年に一括して制定されたものであれば、その時点で有効な条文のみがそこに収められていることになる。だがそれが、右に推測したやり方で形成されていたとすれば、それは某一年の時点で官府に蓄積されていた律令法文集で

あつて、そのすべてが有効な条文とは限らない。無効になつた条文は更新の際に削除された、とももちろん考え得るが、「讎」という行為が死文の削除をも含んでいたのか定かではない。都官は県から通知をうけ「用律を写」した、というのならば、律は追加される一方であり、無効になつた律を取り除く用意はそこには窺えない。皇帝の諱を記した条文が二年律令中に留まっている事実は、字句の修正や死文の削除が定期的、かつ徹底的なものではなかつたことを示している。<sup>⑨</sup> 恵帝四年（前一九二）になつて「挾書律」（始皇帝の命じた、焚書にかかわる律）がようやく除かれているのは、政策の変化と法律条文の無効化が必ずしも連動していなかつたことを示唆する「宮宅二〇〇四」。滋賀二〇〇三は、律篇・令篇に収められなかつた詔勅であつても、その後も効力を持ち続けたことに注意を喚起し、「編纂の素材となつた原文書（詔勅など——筆者注）を、検討済み無効」として整理して行く性質の編纂は、漢代には行われることがなかつた」（四二頁）とし、漢代における法文の急激な増加も、こうした編纂法に原因があつたとする。

二年律令が、高祖時に行われたと思しい法文改定の影響下にあることは首肯できる。けれども、高祖以降に生じた政策の変化、条文の改定を、二年律令が反映していないおそれは十分にある。この点を銘記して、文帝期をめぐる議論の検討に移りたい。

① 例えば李均明二〇〇二。高敏二〇〇三も、「二年」を呂后二年とし、  
 たうえで、百律・賜律などは高祖時に制定されたものとする。

② 法の存在形態をめぐることは、日本では近年新しい提言が相次いでいる。その嚆矢となつたのが富谷至二〇〇〇である。富谷論文は「法典」と呼ぶにふさわしい法令集が、漢代には存在しなかつたことを論じ、いわゆる「令典」として存在が想定されてきたものは詔勅のファイルに過ぎず、令の呼称・令典の篇名とされる称谓（養老令・功令等々）も、すべて便宜的な通称であり、固有の法令名ではない、とする。続いて現れた陶安あんと二〇〇〇は「令典」のみならず、九章律

の存在をも疑問視する。蕭何が「律九章」を作つた、と伝承されているものの、実際に「律九章」の語が初見するのは「漢書」刑法志で、「史記」には蕭何が「律」を作つた、としか記されていない。九章律は蕭何の作ではなく、後漢の初めから「漢書」成立の時代までに形成されたもので、実際に九章律を作り上げたのは、前漢末から後漢にかけての学者達であつた、というのが氏の推論である。

滋賀秀三二〇〇三も蕭何による九章律作成に懐疑的な立場をとる。その論拠は①張家山漢簡《二年律令》に多くの律名が見え、その中には九章律に含まれる律名も存在するけれども、それらが特別に扱われ

ていた形跡がない、②九章律が『史記』の正文には見えず、『漢書』に初見する、の二点である。その上で滋賀氏は、『論衡』謝短篇の「法律之家」に注目し、こうした学者集団の中で「経書」として作成されたのが九章律である、とする。令については、「令」という名の編纂物があったことは肯定しつつも、その具体的な姿については明言していない。

こうした議論を踏まえれば、中央で作成された「法典」が全国に頒布され、いずれの官衙にも同じ形式の法令集が存在した、という見方は直ちには受け入れられない。

③ 曹旅寧二〇〇四bは惠帝の諱「盈」が二年律令に見えることに拘り、全体が惠帝元年より前の成書であるとする。そのうえで呂后以降の条文とされるものを逐一検討し、すべてが実際は高祖時期のものであると論ずる。しかしその「論証」は、呂后の父に「呂宣王」の尊称を与えられたのは彼が死亡した高祖四年時点であるとし、これと矛盾する「漢書」の記事を改竄されたものとするなど、従いかねる点が多い。

④ 以下睡虎地秦簡の釈文・簡番号は睡虎地秦簡整理小組一九九〇のそれに従い、「秦律十八種」「秦律雜抄」「法律答問」「封診式」という各標題と、それぞれのまとまりのなかでの通し番号を振った。

⑤ 都官については近年高村武幸二〇〇五が出た。

⑥ 法令皆罰。置一副天子之殿中、為法令為禁室。有鋌鑰為禁而以封之、內藏法令。一副禁室中、封以禁印。有擅發禁室印、及入禁室視禁法令、及禁刻一字以上、罪皆死不赦。一歲受法令以禁令。(「商君書」一定分篇諸本は「以禁令」を闕文とするが、蔣札鴻「商君書雜指」に従い補った。)

⑦ フルスウェー九八五は「尉」が廷尉とは限らず、「都尉」「國尉」などの職である可能性を指摘し、「御史」も中央の御史大夫ではなく、監御史であるかもしれないとする【九〇頁】。

⑧ 森谷一樹二〇〇四は、二年律令の「秩律」を分析し、そこに見える県名・官職名が県の新設や秩祿の変更に応じて適宜挿入され、現在我々が目睹している姿になったこと、その追加のされ方は様々で、一定の原則に沿って嚴格になされたわけではないこと、を想定する。

⑨ 地方官府の役人が自発的に諱を代字に書き換えることは、まずなかったであろう。確かに、二年律令には「盈」字(惠帝劉盈の諱)が頻見するもの、居延漢簡や上孫家塞簡に見える後代の法文では「滿」字が専ら用いられており、法文の用字法に変化があったことが見てとれる。ただし、新皇帝の即位とともに避諱が即座に徹底され、かつそれが公文書に限らず、あらゆる次元での書写に及んだものとは考えにくく、長い時間的な幅において用字が改まったものと思われる。

たとえば睡虎地秦墓の主である「喜」なる人物は、秦王政の三年に役人となっており、彼の墓から出土した数々の竹簡も、秦王政、のちの始皇帝の時代に書写されたものと思しい。けれどもそこにはいくつかの「政」「正」字が見えており、法文もその例外ではない(秦律十八種13)。睡虎地秦律に見える「里典」という職名は、従来「里正」なる職名が避諱のために改められたものとされてきたが、それは誤りで、「里」や「田」に正・典と呼ばれる役職が置かれていたことが、二年律令より知られるところになっている【三三国時代二〇〇五、三六頁】。対象を法文や公文書に限らなければ、居延・敦煌簡にも「盈」字が見えており、民間において帝諱が意図して避けられていた様には見えない。

現在、我々が目にする出土文字資料の書き手は、多くが地方官府の小吏層に属する者であろうが、帝諱を避けるべし、という発想は彼らの念頭にはなく、結果として諱字が見えなくなっているのは、彼らが複写した元の文書がより高い次元において書写されたもので、そこにおいて諱が避けられていたのか、さもなくば諱字を避けるべく新たに

創られた用字法が書写年代までに定着していた、という理由に因るも

のであろう。

## 二 諸侯王対策

文帝期の政治課題としては、まず諸侯王対策を挙げねばならない。文帝六年（前一七四）になされたという賈誼の上言においても、将来予想される同姓諸侯王の脅威が「為に痛哭すべき」問題とされている。その対策として賈誼は、一つの王国を細分化して勢力を殺ぐことを提案し、文帝の施策はそれに沿って実行された。

呂后が世を去り、呂氏勢力が肅清された後、複数の候補の中から代王劉恒が迎えられて皇帝の座に就いた。こうして即位した文帝は、同姓諸侯王を初めとする劉氏一族への処遇に神経を使い続けた。呂氏排除に功があり、呂后なき後の皇帝候補にも挙げられた斉王には特別に配慮し、呂后により削られていた封地を元年には再び斉王に与え、王弟の劉章・劉興居をそれぞれ朱虚侯（のち城陽王）・東牟侯（同濟北王）としている。だが劉章や劉興居への益封は低く抑えられ、翌二年には文帝の子が代・太原・梁に封じられた。この年には諸侯王の発兵権を規制すべく、銅虎符・竹使符の制度も導入される。不満を抱いた劉興居は三年に兵を挙げたものの、鎮定された。かつては皇帝候補に挙げられた淮南王劉長も文帝六年に謀反したが、事前に発覚して蜀に遷され、その途上で自ら食を断って死んだ。その後、濟北王の故地には興居の兄弟十人が列侯として置かれ、淮南王の旧領では劉長の四子が列侯とされたが、漢の直轄となった故地も多かった。文帝十二年に斉の城陽王喜が淮南に徙され、王となったものの、十六年には再び城陽王に戻り、侯であった劉長の子のうち、三人が旧領土を三分するかたちで王とされた。一方の斉では、十五年に斉王則が没すると、後嗣がいなかったため一旦その領土は漢に編入され、十六年になって、先に侯とされた者十人のうち六人が王とされ、かつての斉王の故地は、城陽王のそれとあわせて七つの王国に分割された。

こうして王国の領域は細分化された。だが諸侯王たちの弱体化を図るなら、王国領の削減にまで踏み切らねば意味がな



い。続く景帝のとき晁錯の献策が容れられ、王国領の削減が行われ、それに対する諸侯王側の反発が呉楚七国の乱（前五四）へと繋がってゆく。

以上は鎌田重雄一九六二に拠りつつ、文帝期の諸侯王対策をまとめたものである。呉楚七国の乱での勝利の後、漢朝側は諸侯王の権限を強く規制するようになり、武帝のときにはほぼ全土が直轄化され、漢の中央集権的な体制ができあがった。こうした歴史を後代の目から眺めれば、あたかも高祖より武帝に至るまでの歴代皇帝が、東方の諸侯王たちからの脅威を絶えず意識し、その脅威を除き去る究極の体制として、全土の直轄支配を目標に据え、それに向けて一歩一歩前進していったようにも映る。けれどもそれは結果論であって、果たして漢朝による諸侯王抑損策の行き着く先が、全土の実質的な直轄統治であったとは直ちに断ずることはできない。杉村伸二二〇〇五は高祖以来のいわゆる「郡国制」の歴史を再検討し、それは建国当初にやむを得ず選択された体制ではなく、むしろ広大な領域を統治するには妥当な統治方法であったこと、文帝の時にも王国に対する優遇措置が一貫して行われていること、を指摘し、あくまで文帝は高祖以来続く郡国制の維持を目指していたものとする。

杉村二〇〇五が指摘するとおり、文帝の施策は抑損一辺倒ではなく、一旦直轄地となっていた領域を王国に戻し、侯として封建した者を王に昇格させたり、あるいは王による反乱・謀反の後に、宗室成員への税制・法制上の優遇策を打ち出したりと、諸侯王に対する配慮を忘れない。けれども、こうした配慮が王国の存在自体は維持しようとする意図から生まれたのか、それとも単なる懐柔策、すなわち急激な直轄化への反発を和らげるべく周到に実施されたのかは、定かでない。劉興居や劉長の動きに呼応して兵を挙げる諸侯王たちがいなかったのも、この懐柔策が奏功したものと見なし得る。淮南に再び王を置いたときの次の逸話は、文帝が直轄化への反応に神経を尖らせていたことを思わせる。

孝文十二年、民歌を作り淮南厲王（劉長）を歌う有りて曰く「一尺の布、尚お縫うべし。一斗の粟、尚お舂くべし。兄弟二人相い容るるあたわず」と。上これを聞き、乃ち歎きて曰く「堯舜骨肉を放逐し、周公管蔡を殺し、天下聖と称す。何となれば、私を

以て公を害せざればなり。天下豈に我を以て淮南王の地を食ると為さんや」と。乃ち城陽王を徙して淮南の故地に王たらしめ、而して追尊して淮南王に諡し厲王となし、園を置くこと復た諸侯の儀の如くす。（『史記』淮南王列伝）

結局、文帝の思惑はどこにあったのか。

二年律令の公表後、それを利用した諸侯王研究がいくつか現れた。まず臧知非二〇〇三は、条文から見て取れる漢朝と諸侯王国との関係として、以下の四点を挙げる。

第一に、津関令で事細かに規定されているとおり、関中の馬を関外に持ち出すことは禁止、ないしは厳しく制限されていた。都長安のある渭水盆地、さらには巴蜀の地の東側に沿って、臨晉関・函谷関・武関・鄖関・扞関といった関所が配置されており、その西側、すなわち関中で私的に馬を購入した者が、それを関外に持ち出すことは禁止されていた。関外にある漢朝直轄の郡県が公用馬を購入することは認められているが、その際には然るべき手続きが必要であった。そして東方に配置された諸侯王国には、原則として関中で馬購入が認められていなかった。特例として王国の者に購入を許した条文が、逆に厳しい規制の存在を示唆している。馬の通関規制に関しては陳偉二〇〇三が詳細に論じており、氏もこれを諸侯王抑損策の一環として捉えている。

第二に、関中の人口が諸侯王国に流れ出すことにも防止措置が設けられている。諸侯からやって来て関中の民を誘うこと、あるいは逃亡して諸侯王国に行くことは処罰の対象とされていた<sup>①</sup>。

第三に、関を越えて黄金を持ち出すことは禁止されていた（二年律令49）。

第四の点については、まず二年律令の条文を挙げておく。

以城邑亭障反降諸侯、及守乘城亭障、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之若降之、及謀反者、皆／要斬。其父母・妻子・同產、無少長皆棄市。其坐謀反者、能徧捕、若先告吏、皆除坐者罪。（二年律令112）

「」は一簡に書かれた内容の切れ目を示す）  
城邑や亭障、こと裏切つて諸侯に投降した者、及び城・亭障で防備にあたり、諸侯国の人間がやってきて略奪を働いたとき、堅守

せずして城・亭障を放棄したり、もしくは投降した者、及び謀反した者は、いずれも要斬。その父母・妻子・同産は、年齢に関わりなくいずれも棄市。謀反の罪に問われる者が、相当な数の者を捕らえたり、もしくは先に官吏に告発したら、いずれも罪を免除する。

捕從諸侯來為間者一人、搃（押）爵一級、有（又）購二万錢。…（後略）…（二年律令150）

諸侯国からやって来てスパイ行為を働く者一人を捕らえれば、爵一級を授与し、さらに二万錢を賞金として与える。…

右の1～2簡に拠って臧氏は、当時漢朝と諸侯王国との境界線上には「城邑亭障」のような軍事施設が配置されており、境界を監視すべく軍隊が常駐していたとする。さらに氏は、諸侯王国と漢朝との摩擦が時として非常に激化し、漢朝の民が諸侯王国に帰附することは敵に降るのと同じであった、ともいう。馬の出関を規制し、戸口の流出に神経を尖らせるのも、こうした状況を背景としており、呉楚七国の乱以前においては、漢朝と諸侯王国との関係は国と国との関係に等しかった、と結論する。

陳蘇鎮二〇〇四も諸侯王国について取りあげる。陳氏は主に王国内の制度に検討を加え、官制・法律、さらには司法において、王国に自由裁量が認められていたことを論証しようとしている。例えば、二年律令の「秩律」とされる条文には「漢中大夫令」「漢郎中」なる官職名が見える。このことは、「漢」朝のそれに対して王国の「中大夫令」「郎中」が存在したものの、その秩禄は漢朝の律令には規定されていなかったことを示している。また二年律令には裁判手続きをめぐる規定がいくつか現れるが、そこに王国での裁判への言及はない。張家山から出土した裁判記録《奏讞書》においても、重大な、あるいは疑義のある裁判案件について上級機関に報告しているのは、すべて漢朝直轄地域の郡県である。さらに王国の民を漢朝が裁いた例は、文帝時代までは見られないという。これらに拠り陳氏は、重要な官職<sup>②</sup>や漢朝に対する犯罪に關しては王国も漢朝の律令に従ったものの、千石以下の官僚の秩禄や王国の一般事務については独自に規定が定められ、裁判においても最終的な決定権は王の手中にあった、としている。

さて、論証の細部はさておき、両氏の所論、とりわけ臧氏のそれに接して感じられる違和感は、王国の独立性を強調することから進んで、漢朝と王国との間に不断の緊張関係があったと断ずるに至っている点である。確かに同姓諸侯王が持つ潜在的な脅威は文帝期にも漢朝によって認識されており、実際に反乱も起こった。けれども両者の間に軍事施設が配置され、王国を仮想敵とする体制が整えられていた、とまでは見ることはできない。

臧氏が依拠する条文（二年律令1-2、150 前掲）に見える「諸侯」については、実のところ解釈が分かれている。山田勝芳二〇〇二はこの条文を、諸侯国との戦争が日常であった時代、すなわち戦国秦において定められたものとする。これに対し、多くの論者がこれを漢代の条文とし、「諸侯」も漢の諸侯王を指すものとする（日文では飯田祥子二〇〇四）。ただし論者によって微妙なズレがあり、陳二〇〇四は二年律令の「二年」を高祖二年とした上で、そこに現れる「諸侯」とは楚漢抗争期の、項羽側の諸侯を指すものと見ている。

前章で述べたとおり、二年律令にはすでに無効となった条文が含まれているおそれがある。「諸侯」が指す内容は、楚漢抗争期に項羽が封建した諸侯↓劉邦が封建した異姓諸侯↓同姓諸侯、と、高祖即位以降には目まぐるしく変化しており、この条文がいずれの段階の「諸侯」を対象としたものなのかは、定かでない。境界に軍事施設が配置された状況を、文帝期の、同姓諸侯王の時代にまで無条件に当てはめてはなるまい。<sup>④</sup>

一方、馬の出関規制を定めた津関令はその制定が呂后期まで降る。これが政治的、軍事的な意味を持つ諸侯王対策であることは疑いないので、同姓諸侯王を封建した後も諸侯王抑損策は確かに継続していた。賈誼も諸侯王対策として馬の出関規制を口にする。

諸侯に遊宦するを禁じ及び馬を関より出だすを得る無からしむ所謂の者は、豈に諸侯衆を得れば則ち權益ます重く、其の国車騎を衆くせば則ち力益ます多しと曰わざらん、故に明らかにこれが法を為り、諸侯に資することなからんとす。臣の計に於いては、山東を疏んじ、諸侯を撃し、一家に似しめざる者は、これより精だしきはなし。<sup>⑤</sup> 豈に地制を一定せば、諸侯の民をして人ごとに二

馬に騎せしむるも以て患と為すに足らず、益すに万夫を以てするも以て害と為すに足らざるに若かんや。〔新書〕壹通)

諸侯王の強大化を恐れて人や馬の流出を禁じているのが現状だが、むしろ「地制を一定」すれば、すなわち自らの提言に従って諸侯王国の領域を細分化すれば、人馬の移動を規制せずとも漢朝は安泰である、と賈誼は言う。文帝の時にも依然として出関規制がなされていて、それが明らかに諸侯王抑損策であったことを示す。

だがこの規制は諸侯王対策のみならず、匈奴対策の一環でもあった。国初における馬不足<sup>⑥</sup>のなか歩兵中心で臨んだ匈奴との戦いで、高祖は白登山において包囲され、大敗を喫した<sup>⑦</sup>。こうした教訓が馬匹の重要性を改めて認識させたであろう。馬と弩の出関規制、いわゆる「馬弩関」について論じた紙屋正和一九七八も、それが諸侯王対策であることを強調する一方で、対匈奴戦用の軍馬を確保する措置でもあったことに言及する。

二年律令によると、馬の出関が規制されただけでなく、その購入に際しても一定の手続きが必要とされた。

十五。相国、御史請郎騎家在関外、騎馬節(即)死、得買馬関中人一匹以補。郎中為致告買所県道、県道官聽、為質(致)告居県。受教而籍書/馬職(讖)物、齒、高、上郎中。節(即)婦休、繇(徭)使、郎中為伝、出津関。馬死、死所県道官診上。其詐(詐)貿易馬及偽診、皆以詐(詐)偽出馬令論。其/不得□及馬老病不可用、自言郎中、郎中案視、為致告関中県道官、売更買。

●制曰、可。(二年律令513~515)

十五。相国、御史が申請いたします、「郎騎のうち家が関外にある者は、騎馬がもし死んだなら、馬を関中で一人に一匹を買って補うことができる。郎中は証明書を作成して馬を買う所の県道に報告し、県道の官はそれを受け、証明書を作成し、居住している県に報告する。名籍を受けて、馬の職物・年齢・高さを記録して、郎中に報告する。もし婦休、徭使するときには、郎中が伝を作成し、津関から出させる。馬が死ねば、死んだ所の県道官は検分して報告する。詐って馬を売買するか偽って検分したならば、いずれも「詐偽出馬令」によって論断する。……を得られない、及び馬が老病で使用できないならば、郎中に自言し、郎中は査察して、文書を作成し関中の県道官に報告し、売ってあらためて買う」と。●制する。「可。」

関外に家のある郎騎が休暇や出張で出関する際には、伝（通行証）が発給され、関外につれて出た馬は必ず再入関せねばならなかった。のみならず、郎騎が関中で馬を買うこと自体にまず認可が必要で、その際には証明書（致）が発行され、購入先の県に送られている。津関令の条文ゆえ、関の出入にかかわる規定が多いが、馬に対しては出関統制だけでなく、販売統制がかけられていたことを窺わせる。「馬価訛過平令——馬の価格が標準価格を超過していた場合の令——」なる称谓も見え（二年律令50）、その価格も統制されていた。こうした統制は官馬の流出や馬価の高騰を警戒するものであり、その意図するところは王国への馬匹流出防止よりも、関中における軍馬の確保という目的と、より直接的に繋がっている。そしてなによりも、こうした規制、さらには関所自体が文帝十二年（前一六八）に撤廃されたことを想起せねばならない。

（文帝十二年）三月、関を除き、伝を用いることならしむ。（『漢書』文帝紀）

ここでは馬の出関規制には言及されないが、景帝四年（前一五三）に再び関が置かれた後、中四年（前一四六）に、

御史大夫絙 奏して馬の高さ五尺九寸以上、齒未だ平らかならざるを禁じて、関より出だすを得ざらしむ。（『漢書』景帝紀）

と、改めて馬の出関規制が提案されており、津関令に見える規制が、文帝による「除関」の際に同時に廃止されていたことを示す。わずか二十年ほどであるが、東方に多くの諸侯王国が健在であったにも拘わらず、その間には馬の出関に対して何の規制も講じられていなかったことになる。

大庭脩一九五四は文帝による関所の廃止を、秦の「苛法」を除く緩和策の一環として捉える。また紙屋一九七八は、すべての関が廃止されたのではないことを指摘したうえで、それが流通・移動の活性化を意図した商業振興策であったとする。確かに『史記』貨殖列伝は「開関梁」が商業の興隆を生んだという<sup>⑧</sup>。けれども、意図したか否かはさておき、この施策が諸侯王国に対する警戒の緩和となったことは明らかである。呉楚七国の乱の翌年春、早速関所が再置されている事実がそのことを物語る。晁錯も文帝の除関を、諸侯によそよそしくない態度を示したものだ、と称揚する<sup>⑨</sup>。文帝十二年の時

点において、文帝の念頭には諸侯王抑損策を更に進める意図はなく、他の課題が優先されていたと考えるべきであろう。ちようどの年に賈誼が世を去り、のち十六年に斉を六分制して以降、文帝は新たな諸侯王対策を行わなかった。

二年律令は漢朝から諸侯王国へ向かう人や物資への規制について詳細を語り、諸侯王国に独自の統治が認められていたことを示す。こうした体制の下、漢朝と王国の間には確かに一定の緊張関係があった。けれどもそれが、諸侯王——わけても同姓のそれ——に対して漢朝があらさまに防備を設ける次元にまで至っていたかという点、それには確かな論拠がない。かつ緊張関係が存在したことでもって、直ちに直轄化が至上命題であったと論ずるのにも飛躍がある。大櫛敦弘一九九五は統一直前の秦と東方諸侯国との関係を論じ、「来るべき秦の天下のあり方」としては、「秦が他の諸侯国をことごとく滅ぼして全国を直轄支配する」体制のみが志向されていたのではなく、むしろ「他の諸侯国の存在を前提にして、その上に秦が帝として臨むような体制」が一方に想定されていたことを明らかにしている。そして氏は、後者の体制が漢初における漢朝—王国関係と似通った特徴を持つことを、同時に指摘する。文帝の思惑が直轄化にあったと断じ得るだけの材料は、二年律令の出土を経ても依然として得られてはおらず、逆に文帝十二年の「除関」策は、文帝が現状維持で満足していたことを窺わせる。治世後半の課題は、むしろ別の点にあった。

① 「朶誘及為聞者、磔。亡之」(二年律令3)。《秦獻書》に同様の犯罪が裁かれた例(案例③)が見え、そこに「從諸侯來誘」や「亡之諸侯」といった罪名が現れており、それに従ってこの断簡も「……從諸侯來誘及為聞者、磔。亡之諸侯……」という条文であったものと推測されている。

② 二年律令41—42簡には、まず御史大夫・廷尉以下の官職名が並び、その中に「漢中大夫令」「漢郎中」の名も現れ、これらすべてが秩「二千石」であったとされる。漢初には王国にも御史大夫等の官職が置かれていたはずだが、それらには「漢」字が付けられていない。こ

のことを陳氏は、御史大夫等は漢朝のそれも王国のものも、いずれも二千石であったのに対し、中大夫令と郎中のみは秩禄が相違した(おそらく王国のそれは千石)ので、わざわざ「漢」を冠しているのだと解釈する。そのうえで、二千石級の官職については、漢朝・王国共通で秩禄が規定されており、千石以下の官職については王国が独自に定めた、と論を進めている。また二年律令には諸侯王が置き得る妻妾について規定も有る(2)。ただし王国の郎中令は、武帝の時になつてから秩千石に格下げされており(武帝改漢内史為京兆尹、郎中令為光祿勳、故王国如故。損其郎中令、秩千石。〔漢書〕百官公卿表

上）、この点で氏の推論は当たらない。

③ 早稲田二〇〇二、専修大学二〇〇三、三国時代二〇〇四もこの可能性を排除しない。

④ 曹旅寧二〇〇四aも、同姓諸侯王への防備が固められていたとの解釈に疑念を示し、高祖・呂后は必ずしも諸侯王自体を排除しようとはしていない、とする。ただし、氏がそこから出発して、二年律令1-2に見える「諸侯」は匈奴や南越を指すものであると論じるのには、従うことができない。匈奴や南越が漢初における最大の脅威であったという事実の他、この大胆な仮説を支持する材料はない。

⑤ 原文は「其精於此矣」。陶鴻慶（『說諸子札記』）に従い「其」を「莫」に改めた。

### 三 刑制改革

秦の「遺風余俗」を除くことは賈誼の掲げた政治課題の一つであり、彼は秦以来の、法律偏重の風潮が依然残っていることを、「為に長太息すべき」問題としている。そうした現状認識を文帝も共有していたのか、帝は即位早々に縁坐を廃止し、腐刑（宮刑）をやめ、また賈誼の提言を承けて、高官を一般人と同様に裁き、かつ処刑するのを改めるなど、刑罰制度を改定している。中でも有名なものは、肉刑、すなわち身体に回復できない毀損を加える刑罰（斬止（足斬り）・劓（鼻削ぎ）・黥（入れ墨）の各刑）の廃止であろう。

文帝十三年（前一六七）、一人の少女が肉刑の判決を受けた父を救うべく、自ら官婢となることで父の刑を贖おうとした。この請願に心を動かされた文帝は、一旦加えられれば生涯元には戻らない身体毀損刑の残酷さを思い、その廃止を命じる。これは秦の苛法を改めた文帝の代表的な施策とされ、およそ文帝の仁徳を称揚する者は、総じてこれに言及する。

けれども一少女の嘆願が、長らく行われてきた肉刑を廃止に至らしめたとは、にわかには信じがたい。嘆願が一つの契

⑥ 漢興、……米至石万錢、馬至匹百金。天下已平、高祖乃令賈人不得衣絲乘車、重稅租以困辱之。（『漢書』食貨志下）

⑦ ……漢兵遂擊冒頓、冒頓匿其精兵、見其羸弱、於是漢悉兵、多步兵、三十二萬、北逐之。高帝先至平城、步兵未及到、冒頓縱精兵三十餘萬騎圍高帝於白登、七日、漢兵中外不得相救餉。……（『漢書』匈奴伝上）

⑧ 漢興、海内為一、開關梁、弛山沢之禁、是以富商大賈周流天下、交易之物莫不通、得其所欲、而徙豪傑諸侯強族於京師。（『史記』貨殖列伝）

⑨ 通關去塞、不墜諸侯。（『漢書』晁錯伝）



機となったにせよ、廃止に向かつて事態が推移した背後には、何らかの政治的意図があったに違いない。

まず、酷刑を除くことで皇帝の恩徳を人心に訴える効果が見込まれようが、その目的のためだけに、絶対に必要な制度までもが廃止されたのではあるまい。死刑、あるいは往々にして受刑者を死に至らしめた笞刑を温存したうえで、肉刑のみを廃することがどれほどの「恩徳」であったのか、との指摘もある。「若江賢三一九七八」。廃止の裏にあったより現実的な要請や、肉刑が無意味なもの、あるいは却って弊害をもたらすものと化していた可能性が想定される。

睡虎地秦簡の発見を経て、肉刑が多くの場合労働刑と併科されたことが知られ、さらに秦代の労役刑（城旦舂・鬼薪白粲・隸臣妾・司寇・候の各刑）が無期であったという見方が現れた。無期論者は、『漢書』刑法志に見える肉刑廃止の詔の、「有年而免——年ありて免ぜよ——」という一句に注目し、文帝十三年の改革は肉刑を廃止したに止まらず、労役刑に刑期を設定する試みでもあった、と主張した。労役刑に一貫して刑期があったとするならば、「有年而免」の一句は単に刑期の遵守を命じたものに過ぎないが、無期刑説の側に立てば、ここにおいて労役刑に初めて刑期が設けられ、服役期間を長短により刑が等級づけられたことになる。

刑期をめぐっては論争が続き、少なくとも日本においては無期刑説が大方に認められている。榎山明一九九五は論争の歴史を整理した上で、有期説の矛盾点を挙げ、無期と見るのが妥当であることを論証した。かつ氏は、なぜ労役刑が肉刑廃止とともに有期化されたのかという疑問を投げかけ、解答の糸口として労役刑が無期であることと肉刑との深い連関を指摘する。すなわち、滋賀一九六八や徐鴻修一九八四が論及するとおり、身体に回復できない烙印をおされた刑徒は永遠に社会から排除され、官により特別な地位・生活の場が与えられた。こうして、いわば官有奴隸として役務に服するのが労役刑の前身であったとすれば、労役刑は無期であるのが当然であり、肉刑と無期労役刑は一つの刑罰の表裏をなすものといえる。それゆえに肉刑廃止は、必然的に無期労役刑の消滅をも意味した、というのが氏の主張である。同時に氏は、文帝の刑制改革は一連の制度改革の文脈のなかで説明されるべきことを提言した。こうした指摘を含めて、榎山一九九五は

睡虎地秦簡を用いた労役刑研究の、一つの到達点を示している。氏が指摘するとおり、肉刑廃止と有期化は密接に関連しあっており、肉刑廃止の要因を探るには、有期化を要請した事情にも目配りせねばならない。

さて、二年律令の公表によって刑罰制度、とりわけ肉刑・労役刑について新たな知見がもたらされた。はやくは李均明二〇〇三が刑罰制度全体についてまとめており、肉刑・労役刑の体系と文帝改革との関わりについても瀬川敬也二〇〇三、韓樹峰二〇〇五が得られている。またすでに水間大輔二〇〇四が研究動向を整理し、その時点における諸々の論点を要領よくまとめている。

公表後、比較的早い段階で発表された論考の中には、二年律令にみえる労役刑について、それが有期であった可能性を論ずるものがいくつか現れた。李均明二〇〇三・邢義田二〇〇三・楊韻慧二〇〇四がそれぞれであり、これらは二年律令にみえる「刑尽——刑が尽きる——」「復城旦舂」等の、刑期の存在を窺わせる語句や、数段階に分かれた「繫城旦舂一歳」「戍一歳」という、期限付きの労役刑に注目して、労役刑にも刑期があったことを指摘する。ただし、すべての労役刑に刑期があったとする楊氏とは異なり、李・邢両氏は無期刑の存在も否定せず、両者の併存を説いている。これに対しては徐世虹二〇〇四や支強二〇〇四が反論を試みており、筆者も別稿<sup>⑥</sup>で、城旦舂一司寇の、主要な労役刑はやはり無期であることを論じた。詳細は別稿に譲るが、刑期の存在を窺わせる語句は、いずれも刑期を前提とせずとも解釈でき、また「繫城旦舂一歳」「戍一歳」といった刑をはじめとして、いくつかの期限付き労役刑が確かに二年律令に、さらには睡虎地秦簡にも見えるものの、それらは城旦舂等の労役刑とは厳密に区別されており、刑の重さにおいても格段の違いが認められる。文帝十三年以前において主要な労役刑は無期であったと結論できる。

さらにもう二点、二年律令によって知られた事実を挙げよう。まず「耐」刑の適用について。耐刑とは鬚鬢を剃り落とす刑罰であると考えられてきた。二年律令にも、

…（前略）…女子当髡若髡（髡）斬者棄市、当斬為城旦者髡為舂、当髡斬者贖髡、／当耐者贖耐。（88～89）

……女子で、磔もしくは腰斬に当る者は棄市とし、斬城旦に当る者は黥春とし、贖斬に当る者は贖黥とし、耐に当る者は贖耐とする。

という条文があり、女子には耐刑が適用されず、代わりに贖耐（金十二兩）とされているのは、それが鬚鬢を剃る刑であったことと符合する。

ただし耐刑は、睡虎地秦簡においては勞役刑と組み合わせられることが多く、それが単独で科される場合もあったのか否か、意見が分かれている。また後代には、「耐」が勞役刑一般を指す総称として用いられており、睡虎地秦簡でもそれが「刑（肉刑）」と対置される場合のあることから、肉刑を伴わない勞役刑の総称でもあった、という意見もあり、これについても賛否が分かれている<sup>④</sup>。もし「耐」が刑罰の総称でしかないのならば、耐刑が「単独で科される」ことはあり得ず、二つの論点は互いに連関している。

秦律や二年律令には耐刑が単独で科せられているように読める条文が確かに存在する。

或聞、嚙断人鼻若耳若指若唇、論各可（何）毆（也）。議皆当耐。（法律答問83）

ある者が喧嘩をし、人の鼻や指や唇を噛みちぎったら、量刑はそれぞれどうなるか。議論するに、いずれも耐刑に相当する。

以県官事毆若置吏、耐。…（後略）…（二年律令46）

公務のことで吏を毆打したり悪罵したりすれば、耐刑。……

「耐」が何らかの刑罰の総称であるなら、右の条文は法として不完全である。人の鼻を噛みちぎった者や役人を毆打した者が、具体的にどの刑に当てられるのか、明言されていないことになるからである。耐刑は勞役刑とともに科せられる場合もあるが、単独でも科せられる、との主張が現れる所以である。

これに対し、「耐」とのみあつても、それは「耐為」（耐して某勞役刑とする）の略である、つまり併科される勞役刑名が省略されているにすぎない、という反論もある。確かに他の条文と比較すれば、「耐」とのみあるのが具体的には「耐

為し」という刑を指している、と判明する場合もある〔韓樹峰二〇〇三〕。だが現存する条文からは何が省略されているのか推測不能の場合も当然多く、そもそも、なぜかくも多くの省略が法文においてなされているのか、理解に苦しむ。

この懸案に決着をつけたのが次に挙げる二年律令条文である。

有罪当耐、其法不名耐者、庶人以上耐為司寇、司寇耐為隸臣妾。隸臣妾及収人有耐罪、鞮城旦舂六歲。鞮日未備而復有耐罪、完／為城旦舂。城旦舂有罪耐以上、黥之。…（後略）…（90―91）

罪を犯して耐に当たり、法に耐の刑名が確定されていない場合は、庶人以上は耐司寇とし、司寇の者は耐隸臣妾とする。隸臣妾および官に没収された者が耐刑を科せられたら、鞮城旦舂とすること六年。拘禁の期日が未だ満たぬうちに再度耐刑を科せられたら、完城旦舂とする。城旦舂の者が耐以上の刑を科せられたら、黥刑とする。…

冒頭の「有罪当耐、其法不名耐者」の部分は解しにくいのが、「耐刑に処すべきだが、もしも耐刑に処せ」という明文が法になければ」（邢二〇〇三）といった解釈では通じない。だがこれを、「法文に「これを耐にす」とあるのみで、具体的に如何なる刑罰とすべきか（すなわち、どの労役刑と併科すべきか）が明記されていない」（三国時代二〇〇四）と解すれば意味が通り、かつ右の疑念も解決する。「耐刑にせよ」とのみ記されている場合は、犯罪者が庶人であれば耐司寇が、刑徒であればその服役している刑に応じてそれぞれの刑罰が加えられたのである。こうした総則が一方に存在していたが故に、「これを耐にせよ」で量刑規定を片づけている条文が多く存在するのであろう。

以上より「耐」をめぐる議論には、

①耐は鬚鬣を剃る刑罰であるが、それが単独で科せられることはない。必ず何らかの労役刑と組み合わせられる。

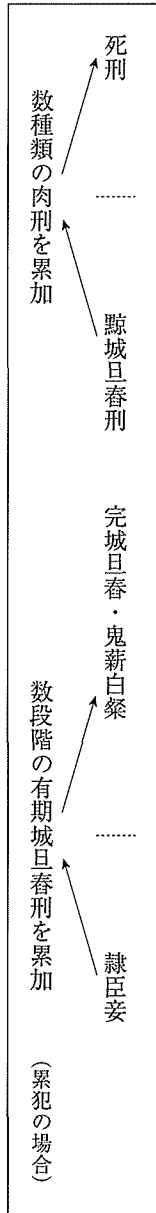
②それゆえに「耐」は、それと併科される様々な労役刑（具体的には隸臣妾・司寇、例外的に鬼薪白粲<sup>⑤</sup>。秦代にはこれに「候」刑が加わる。）と一体になり、一群の刑罰を指し示すこともある<sup>⑥</sup>。

という解答が与えられる<sup>⑦</sup>。ただし、何故耐刑と特定の労役刑とが結びつくのか、といった疑問は尚も残る。刑罰体系の形成史とも関係するこの問題は、今後も一定の作業仮説を組みながら、議論が重ねられるべきであろう。

さて、もう一つ注目すべきなのは、二年律令において肉刑と併科されている労役刑は城旦舂のみである、という事実である。秦律においては肉刑は隸臣妾とも併科された。<sup>⑧</sup>けれどもその併科は二年律令には見えない。韓樹峰二〇〇五はこの違いを刑罰体系が手直しされた結果であるとみる。

韓氏はまず労役刑が城旦舂・鬼薪白粲刑と隸臣妾刑以下とに二分でき、死刑と併せてこの三種が秦漢における刑罰の三大等級であるとする。死刑よりも一等軽い刑罰は黥城旦舂刑徒であるが、黥城旦舂刑徒がさらに犯罪（労役刑相当の罪）を重ねた時には、ただちに死刑にされたわけではなく、斬止刑（足切り）や劓刑（鼻削ぎ）が累加された。特別重い刑罰に「斬止+城旦舂」といった刑がただちに適用されることもあるが、主として斬止・劓刑は累犯への附加刑として位置づけ得る。一方、隸臣妾刑徒が罪を重ねた場合も、すぐに城旦舂刑が適用されるのではなく、「繫城旦舂・歳」という期限付き城旦舂刑が附加された。この有期労役刑は主に隸臣妾の累犯に用いられる刑である。

「二年律令」段階での刑罰体系



以上を論じたうえで韓氏は、肉刑と労役刑の併科について、かつては肉刑を主、労役刑を従とする関係であったのが、次第に肉刑の重要度が低下し、やがては労役刑が主となった、という変化を想定する。すなわち、いにしえは肉刑が単独で使用されていたと典籍史料は述べるものの、秦律ではそれは必ず労役刑と併科される。これは労役刑が主刑となり、肉刑が補助刑と化しつつあったことを示す。ただし秦律の段階では労役刑が刑罰の主軸になりきっておらず、そのために却って刑罰体系が混乱している。たとえば秦律では隸臣妾と肉刑が併科される場合もあった。それゆえに耐隸臣妾刑徒が罪

を重ねた場合には、それに肉刑を加えて黥隸臣妾とする道と、労役刑を一段重くして城旦舂とする道と、二つの選択肢があることになる。刑罰に二つの軸があると、累犯を罰する時、あるいは罪の程度を比較する時、いずれの軸を目安にすべきなのか混乱を来す。この弊害を除くべく、二年律令の段階では肉刑は城旦舂刑のみと併科されることになり、明らかに附加刑となった。

氏は文帝の改制も、右に述べた刑罰制度の歴史から説明する。すなわち肉刑の重要性はその後も降下し続け、ついにはその姿を消すに至り、また肉刑が存在する限りは労役刑は無期であらざるを得なかったが、ここにきて有期化が可能となったのだ、と。

さて、韓氏の所論は、刑罰体系の入り組んだ構造を描写し、かつその時代による変遷を跡づけたもので、二つの軸が存在する刑罰体系の非合理性、及び二年律令の段階ではそれが解消していることを指摘した点は傾聴に値する。こうした指摘を出発点として、労役刑体系の形成史を探つてゆくこともできよう。だが最後の、文帝改制への道筋については、説明不足と言わざるを得ない。主軸が労役刑に一本化された漢初においては、肉刑の存在は刑罰体系に混乱を与えるものではない。それでも肉刑が姿を消すに至ったのは、それが原始的な、残酷な刑罰であったからだ、というのでは、文帝の仁政を称えて片づける発想と大差あるまい。また、肉刑が廃止されれば、確かに有期化が可能となるが、肉刑廃止が有期化を余儀なくするわけではない。文帝が有期化にも踏み切った理由は依然説明できていない。

石岡浩二〇〇五も韓氏と同様に肉刑・労役刑体系の分析を行うが、文帝改制については異なる見方を示す。氏は諸々の刑罰が如何なる要素により区分されていたのかを整理し、城旦舂・鬼薪白粲と隸臣妾以下とを画するのが「収」の有無であったことに着目する。城旦舂・鬼薪白粲刑徒の妻子は官に没収され、時には売り払われたのに対し、隸臣妾の妻子は没収されなかった。これもまた、二年律令がもたらした重要な知見である。ところがこの「収」制度は、文帝元年に廃止された。また高祖による功臣への爵位授与、さらには恵帝・呂后時代に行われた一般民への広範な爵位賜与によって多くの

有爵者が漢初には生まれ、これら有爵者には肉刑が適用されなかったため、肉刑もその用をなさなくなっていた。結局、勞役刑を等級づける要素としては勞働強度の差という基準しかなくなり、その基準のみで数種の刑に輕重をつけることは不可能に近い。そこで導入されたのが「刑期」であった、というのが氏の結論である。漢朝建国以来の施策が刑罰体系を破綻させ、抜本的な改制が必要となったとの指摘は、文帝改制を要請した現実的な事情に切り込んだものであり、高く評価できる。

ただし腑に落ちない点も残る。そもそも文帝はなぜ「収」制度を廃止したのか。やはりこれは文帝の恩徳でもって、あるいは廃止が広く人心に与えた効果を指摘することで答えてせねばならないのか。また、勞役刑を整序する要素として採用されたのは、なぜ「刑期」であったのか。城旦舂をはじめとした無期勞役刑は様々な要素によつて輕重づけられていた。確かに收の有無は重要な基準であったが、それを廃止したことにより、なぜそれ以外の要素をも撤廃して、刑期を導入せねばならなくなったのか。

こうした疑問への一解答も別稿において示したので、ここでの詳論は避けるが、「収」制度の廃止と勞役刑有期化とが共通して指し示すのは、官が抱える人員をむしろ削減しようとする意図である。また有期化とは、見方をかえれば刑徒への衣食支給に期限を切ることでもあるから、それは刑徒勞働の減少である一方で、官からの支出を削減する効果も持つ。経費削減は文帝期の至上課題であり、この時期には国家的勞働力をより効率的に利用しようとする動きが見られた。その背後にあったのは北方匈奴との緊張関係である。

文帝三年（前一七七）、匈奴は上郡や北地郡に攻め込み、漢朝はその撃退に八万の軍勢を興した。これに乗じて、涿北王劉興居の反乱も起こる。翌年より匈奴との和親が模索され、六年（前一七四）にそれが成就し、冒頓单于が程なくして世を去った。老上单于の時代にも小競り合いは続き、十一年（前一六九）には匈奴が隴西の狄道を攻めている。そして十四年（前一六六）、十四万騎が安定郡の蕭關から攻め入り、長安の西、文帝もしばしば行幸した雍県にまで斥候が現れた。都

に迫る匈奴に対し、戦車千乗・騎馬十万で首都の備えが固められ、文帝自らが督軍に赴き、さらには兵を率いようとしたという。その後、後二年（前一六二）に和親が成るものの、老上单于の死後、後六年（前一五八）には再び匈奴が上郡に侵攻している。この、繰り返し起こる匈奴の侵攻を、賈誼も「為に流涕すべき」事態としている。

景帝期の、諸侯王削弱策で知られる晁錯は、そもそも極めて具体的な匈奴対策を提言したことによって文帝に登用された。対策の一つの柱は辺境への徙民策であった。晁錯は一年一交代で戍卒を送り込む、現行制度の非合理を説き、代わりに徙民を募り、応募者を辺境に定住させ、防備に当てることを提案する。応募に際してはまず「罪人及び免徒・復作」が募られ、彼らには家屋や農具、さらには配偶者までもが買い与えられたという。かくして罪人・刑徒らはその地で自給自足することが求められ、官からの支給は暫くして打ち切られた。

この上言がなされた時期は確としないが、おそらく十一年の狄道侵攻以降で、十三年に「戍卒令を除く」（『史記』漢興以来将相名臣年表）とあるのは、戍卒の徵発・移送に代えて徙民を実施したことを指すのであろう。

同じく文帝十三年に行われた刑制改革は、あくまで法制史の枠内で、すなわち秦以来の法制度とその弊害、それからの脱皮、という文脈から解釈されてきたように思う。けれども労役刑の有期化が国家による労働編成に大きな影響を及ぼしたことは想像に難くない。むしろ文帝の治世、特に後半世の重要課題であった匈奴問題、その対策として講じられた労働編成の改革や支出の見直し、国家的労働力としての刑徒のあり方にも影響を与えた、と見るべきであろう。こうした見方を立てば、肉刑の廃止が有期化を可能にした、のではなく、有期化する必要性が肉刑を廃止に追い込んだ、と肉刑廃止の意味を捉え直すこともできる。

勿論一つの政策が一つのためだけに実施されたのではあるまいから、刑制改革を匈奴問題や節儉策のみから説明するのもまた早計である。だが刑制改革を他の諸改革とともに捉え直したとき、文帝を悩ませていた極めて現実的な政治課題の影がそこに浮かび上がるように思える。



- ① 「漢書」文帝紀では元年に「尽く収斂相坐の律令を除く」とされるが、刑法志では文帝二年のこととして縁坐制廃止の経緯が記される。
- ② 「漢書」賈誼伝によると、賈誼は前の丞相周勃が謀反の疑いで獄に送られ、一般人と同様に取り調べられたこと（文帝四年）を問題視し、大官を遇するに礼を以てすべきことを説いた。文帝はこの言を容れ、その後は大臣が罪を犯しても刑することなく、自殺せしめるようになったという。文帝七年には、列侯の太夫人・夫人・諸侯王の子、及び吏の二千石について、これを勝手に召し出して捕らえることが禁じられた（「漢書」文帝紀）。
- ③ 宮宅深「有期勞役刑体系の形成——「二年律令」に見える漢初の勞役刑の手がかりにして——」『東方学報』京都第七八冊（二〇〇六年出版予定）。以下「別稿」とあるのはすべてこの拙文を指す。
- ④ もっとも、「総称説」を唱えるとされる富谷至一九九八は、一方で「耐」とされた者の顔毛が剃られた可能性も否定しておらず、「個々の刑罰の名称」か「刑罰の総称」かという単純な二者択一を行っているのではない。
- ⑤ 鬼薪白粲が刑罰体系において特殊な位置を占めることは、宮宅二〇〇〇、及び別稿を参照されたい。
- ⑥ たとえば、二年律令には「贖城旦・鬼薪」、「贖耐」とされた者が支払うべき金額について規定が見える（119）が、ここでは「贖隸臣妾」「贖司寇」は挙げられていない。「贖耐」とは耐司寇・耐隸臣とされた者が刑を贖うことであり、この二刑が「耐」の名の下に括られていることになる。
- ⑦ 耐とは勞役刑の総称であるとする富谷一九九八に対し、瀬川二〇〇三はそれが身体刑の総称であることを説くが、耐と勞役刑が必ず併科されるのであれば、「耐」が勞役刑の総称なのか、それとも身体刑の総称なのか議論しても意味がない。
- ⑧ 鬼薪白粲との併科を示唆する記事もあるが、それは睡虎地秦律の時点ではすでに行われなくなっていたとおほしい（宮宅二〇〇〇）。また隸臣妾との併科も、睡虎地の段階で廃されていた、とみる見解（石岡浩一九九九）もある。

## お わ り に

文帝期の再評価にむけて、筆者が現時点で示しうる見通しは、第二、三章の末尾に述べたいいくつかの点に尽きる。総じて言えば、文帝は性急な統治の一元化を進めるよりも、辺境防備をはじめとした、基本的な国制の整備に力を注いでおり、拡大した領域の統治策や、北方遊牧民への対策といった、始皇帝以来の懸案には、依然として確たる方針が定まっていなかったと言える。ここで本稿を結ぶにあたっては、二年律令を史料として用いる際の問題点について再び私見を述べ、今後の作業を進める上での検討材料を提供しておくこととしたい。

文帝期を捉え直すためには、典籍史料が多くを語らないからには、「二年律令」や、文・景帝期の墓葬とされる張家山

三三六号墓出土簡（未発表）が、やはり主要な材料となるであろう。だがこれらの、出土した法制史料を用いて政治史に切り込んでゆくには、常にもどかしさがつきまとう。法の中に描かれた国家・社会の姿はあくまで実像の下絵、あるいは理想をこめて実像を写し取ったものに過ぎず、法律通りの世界が実際に展開していたわけではない。従って他の、性格を異にする史料からも裏付けを得ねばならないが、文帝期については正史の記述は殊に不足し、出土文字史料にも文書や帳簿の類がほとんどない。これは非常に大きな足枷であり、筆者がとりわけこうした限界を感じさせられるのは、土地制度に関する議論を前にしたときである。

二年律令の「戸律」とされる部分には、土地の登記や相続にかんする細かな規定が収められており、なかでも注目を集めたのが、爵位の高下に応じて田宅を支給する規定である（310-316）。ここでは、爵がない者にも一頃（＝百畝）の田地を支給されている。だがわずかに残る実例はこれと矛盾する。張家山とほぼ同時代のものとされる鳳凰山漢墓出土簡の、「鄭里粟簿」に記された各戸口の耕地面積は多くても五十畝程度で、八畝という戸口すらある。この面積の狭さは、生計の資を農業以外に頼る住民が多かった故、と説明されることもあり〔佐原康夫二〇〇二、于振波二〇〇四は当該地域の主要な生業が漁業であったためであるとする。確かに様々な説明が可能であり、唯一の実例を殊更に振りまわすことはできないが、居延漢簡にまで範囲を拡げても、二年律令の規定を支持する実例は見いだし得ない。条文の実効性自体にお疑問の余地が残る。〕

また一方に、二年律令に見える土地制度が文帝期に大きく変化したという指摘もある。楊振紅二〇〇三は、爵位ごとに定められた支給額は、所有しうる田宅の上限額でもあったとし、そのうえで『漢書』食貨志上の師丹の上言、

古えの聖王は井田を設けざるなく、然る後治乃ち平かなるべし。孝文皇帝は亡周乱秦兵革の後、天下空虚なるを承け、故に農桑を勸むるに務め、帥いるに節儉を以てす。民始めて充実し、未だ并兼の害有らざれば、故に民田及び奴婢の為に限を為らず。

を論拠に、文帝の時代には土地所有の制限額が撤廃されたとの論を展開する。だが同じく食貨志に引かれた董仲舒の言に

は、

秦に至らば則ち然らず。商鞅の法を用い、帝王の制を改め、井田を除き、民は売買するを得、富者は田疇伯を連らね、貧者は立錫の地なし。…漢興るに、循いて未だ改めず。

とあり、これに従えば漢初にも、さらには秦においてすら所有制限が設けられていなかったことになる。二年律令の給田規定が田宅所有の上限を示すものなのか自体検討の余地があり、「土地制度の改革」を文帝改制の一つに加えることはできまい。ましてや「変化」を前提にして在地社会における土地所有の推移について論ずるのは、勇み足と言わざるを得ない。

墓葬からの法律条文の出土は近年も相次いでいると側聞する。法律上の制度規定にかんする知識は着実に増加し、今後もそれが期待できる。だがそこに映し出された国家・社会のあり方、とりわけ郷里社会の実態とかかわる側面を、前漢初頭の実像として鵜呑みにせぬほうがよからう。現実の社会関係には十分に切り込めぬまま、法文のみを問題とせざるを得ない点に、二年律令研究の難しさがある。

#### 【引用文献表】

- 大庭 脩 一九五四 「漢代の関所とパスポート」『関西大学東西学術研究所論叢』一六、のち同『秦漢法制史の研究』（創文社、一九八二）に収録
- 鎌田重雄 一九六二 「漢朝の王国抑損策」『秦漢政治制度の研究』（日本学術振興会）
- 滋賀秀三 一九七六 「中国上代の刑罰についての一考察——晋と盟を手がかりとして——」滋賀秀三・平松義郎編『石井良助先生還暦祝賀 法制史論集』（創文社）、のち同『中国法制史論集 法典と刑罰』（創文社、二〇〇三）に収録
- 紙屋正和 一九七八 「前漢時代の関と馬弩関」『福岡大学人文論叢』一〇—一
- 若江賢三 一九七八 「文帝による肉刑除去の改革——死刑及び完刑をめぐって——」『東洋学術研究』第一七巻第六号
- 徐 鴻 修 一九八四 「從古代罪人收奴刑的變遷看“隸臣妾”“城旦舂”的身分」『文史哲』一九八四年第五期
- Hulsewé, A.F.P. 一九八五 *Remnants of Ch'in Law, Leiden: E.J. Brill*
- 睡虎地秦墓竹簡整理小組 一九九〇 『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社）
- 大楠敦弘 一九九五 「統一前夜——戦国後期の「國際」秩序——」

- 榎山 明 一九九五  
 宮宅 潔 一九九五  
 張建国 一九九六  
 富谷 至 一九九八  
 石岡 浩 一九九八  
 佐藤達郎 二〇〇〇  
 陶安あんど 二〇〇〇  
 富谷 至 二〇〇〇  
 宮宅 潔 二〇〇〇  
 佐原康夫 二〇〇二  
 重近啓樹 二〇〇二  
 山田勝芳 二〇〇二  
 李均明 二〇〇二  
 早稲田大学東洋史研究報告 第一九号  
 『秦漢刑罰史研究の現状』『中国史学』第五卷  
 『漢令の起源とその編纂』『中国史学』第五卷  
 『試析漢初「約法三章」的法律効力——兼談「二年律令」与蕭何的關係』『法学研究』一九九六年第一期、のち同『帝制時代の中国法』（法律出版社、一九九九）に収録  
 『秦漢刑罰制度の研究』同朋舎出版  
 『秦時代の刑罰減免をめぐる——秦簡に見える「居官府」から——』『史滴』第二〇号  
 『前漢の文帝——その虚像と実像——』『古代文化』第五二巻第八号  
 『法典編纂史再考——漢篇・再び文献史料を中心に据えて』『東京大学東洋文化研究所紀要』一四〇  
 『晋泰始令への道——第一部 秦漢の律と令』『東方学報』京都第七二冊  
 『秦漢時代の爵と刑罰』『東洋史研究』第五八巻第四号  
 『江陵鳳山漢簡再考』『東洋史研究』第六一巻第三号  
 『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）の刊行によせて』『日本秦漢史学会会報』第三号  
 『張家山二四七号漢墓竹簡「二年律令」と秦漢史研究』『日本秦漢史学会会報』第三号  
 『張家山漢簡所反映の二十等爵制』『中国史研究』二〇〇二年第一期  
 早稲田大学簡帛研究会 二〇〇二 『張家山二四七号漢墓竹簡訳注（一）』『早稲田大学長江流域文化研究所年報』創刊号  
 韓樹峰 二〇〇三 『秦漢律令中の完刑』『中国史研究』二〇〇三年第四期  
 邢義田 二〇〇三 『從張家山漢簡《二年律令》論秦漢的刑期間題』『臺大歷史學報』三二  
 高一敏 二〇〇三 『張家山漢墓《二年律令》中諸律的制作年代試探』『史學月刊』二〇〇三年第九期、のち同『秦漢魏晉南北朝史論考』（中国社会科学出版社、二〇〇四）に収録  
 滋賀秀三 二〇〇三 『中国法制史論集 法典と刑罰』（創文社）  
 瀬川敬也 二〇〇三 『秦漢時代の身体刑と勞役刑——文帝刑制改革をはさんで——』『中国出土資料研究』第七号  
 專修大学「二年律令」研究会 二〇〇三 『張家山漢簡「二年律令」訳注（一）——賊律——』『專修史学』第三五号  
 臧知非 二〇〇三 『張家山漢簡所見漢初中央与諸侯王国關係論略』『陝西歷史博物館館刊』第一〇輯  
 陳偉 二〇〇三 『張家山漢簡《津関令》涉馬諸令研究』『考古学報』二〇〇三年第一期  
 楊振紅 二〇〇三 『秦漢「名田宅制」説——從張家山漢簡看戰國秦漢的土地制度』『中国史研究』二〇〇三年第三期  
 李均明 二〇〇三 『張家山漢簡所見刑罰等序及相關問題』『華學』第六輯

飯田祥子 二〇〇四 「前漢後半期における郡県民支配の変化——内

郡・辺郡の分化から——」『東洋学報』第八  
六卷第三号

于振波 二〇〇四

「張家山漢簡中的名田制及其在漢代的實施情  
況」『中国史研究』二〇〇四年第一期

「三国時代出土文字資料の研究」班 二〇〇四 「江陵張家山漢墓出土

「二年律令」訳注稿 その(一)「『東方学  
報』京都七六册

支 強 二〇〇四

「張家山漢簡法律文書研討綜述」10. 「二年律  
令・具律」中所見「刑尽」試解」『出土文獻  
研究』第六輯

徐世虹 二〇〇四

「三環之「刑復城旦舂」繫城旦舂某歲解」  
『出土文獻研究』第六輯

曹旅寧 二〇〇四 a

「說張家山漢簡《二年律令·賊律》中的「諸  
侯」」『陝西歷史博物館館刊』第二期

曹旅寧 二〇〇四 b

「張家山247号墓漢律製作時代新考」『出土文  
獻研究』第六輯

陳蘇鎮 二〇〇四

「漢初王国制度考述」『中国史研究』二〇〇四  
年第三期

水間大輔 二〇〇四

「張家山漢簡「二年律令」による秦漢刑罰制度

宮宅 潔 二〇〇四

研究の動向」『中国史学』第十四号  
「張家山漢簡《二年律令》解題」『東方学報』  
京都第七六册

森谷一樹 二〇〇四

楊 頤 慧 二〇〇四

石岡 浩 二〇〇五

韓 樹 峰 二〇〇五

「三国時代出土文字資料の研究」班 二〇〇五

「二年律令」訳注稿 その(二)「『東方学  
報』京都七七册

「郡国制の再検討」『日本秦漢史学会会報』第  
六号

杉村伸二 二〇〇五

高村武幸 二〇〇五

富谷 至 二〇〇五

「江陵張家山二四七号墓出土竹簡——とくに  
「二年律令」に関して——」『木簡研究』第  
二七号

「收制度の廃止にみる前漢文帝刑法改革の発  
端」『歴史学研究』第八〇五号

「秦漢徒刑散論」『歴史研究』二〇〇五年第三  
期

「張家山漢簡・秩律初探」『洛北史学』第六号

「張家山漢簡中「隸臣妾」身份探討」『中原文  
物』二〇〇四年第一期

「秦漢時代の都官」『東洋学報』第八七卷第二  
号

〔付記〕 本稿は平成一七年度科学研究費補助金(基盤C2)による研究成果の一部である。

*plied Radiocarbon Dating to Archaeological Methodology* attempted to confirm whether dwellings were of the same period by examining their temporal relationship that had been obtained through archaeological methods more concretely by the application of high-precision radiocarbon dating by the AMS (Accelerator Mass Spectrometry) method. Both works transcended the lingering and troublesome issue of verification and have been highly regarded as taking a first step toward a theory of settlements based on facts that could be verified.

Furthermore, in 2005 TANIGUCHI Koji published *Circular Settlements and the Structure of Jomon Society*, which systemically argued the circular settlement theory. The day when the empirical and structuralist theories of settlement scholarship can be argued on an equal footing is fast approaching.

The Possibilities and Limitations of the Research on *Ernian liling* :  
Recent Research on the Wendi Reign Utilizing  
the Newly Excavated Bamboo Manuscripts

by

MIYAKE Kiyoshi

Since the publication of the Zhangjiashan bamboo manuscripts in 2001, numerous studies on this new material, especially of *Ernian liling* (Statutes and ordinances in the second year), have been made. The excavated code, dated to the beginning of the Han dynasty, has given us a lot of information on Han institutions, and cast new light on our understanding of political history. The author takes up the political problems in the Wendi reign (BC 180-BC 157), analyzes prior studies on this matter, and attains a new stand point from which to reassess the institutional reformation made by Wendi. In addition, a discussion of the characteristics of *Ernian liling* as excavated material is one of the aims of this paper.

The most urgent problem facing the Wendi reign was to develop counter-measures against the marquises. In order to reduce their threat, Wendi subdivided their fiefs, Jingdi later reduced them, and Wudi eventually realized direct control over the whole empire. This process gives us the impression that the elimination of marquises was also the goal of Wendi's policy. The broad discretion given to marquises, and the strict limitation on horse exports to marquises, both of which we can see in *Ernian liling*, seem to support this impression. However, the

horse trade limitation was also aimed at prices and purchases within the territory under the direct control of the emperor, therefore, its main purpose was to secure enough horses to confront the Xiongnu as well as the marquises. In 168 BC, Wendi got rid of the checkpoints, probably including those which were set up on the border with the territory of the marquises, which suggests a detente with them in the middle of his reign.

One of the most famous reforms is the abolition of mutilation as punishment in 167 BC, and fixed terms of the hard labour were also set at the same time. Although the background has been explained in the context of the penal system reform, the details of the penal system recorded in the *Ernian liling* suggest another viewpoint.

The problem that threatened Wendi in the second half of his reign was the attacks from the Xiongnu, which intensified after 169 BC, and their troops threatened the capital in 166 BC. Defending his empire, Wendi carried out several plans, one of whose ends was to reorganize the system of labour services. As part of this trend, the hard labour system must have been rationalized. Viewed from a different viewpoint, hard labour without any fixed term meant an endless necessity of supplying official food because convicts were issued a certain amount of food, at least in principle. We have to count the abolition of the mutilation as a penalty as a way of economizing.

## The Review of the Studies on the Spatial Structure of Japanese Medieval Cities

by

YAMAMURA Aki

Studies of Japanese medieval cities have been interdisciplinary, including the fields of history, archaeology, architectural history, and geography. The central issue of the studies has been how to reconstruct and explain the “space” of the cities, but the strict meaning of the key concept “spatial structure” has never been explored. However, current studies have arrived at the point of reassessing their perspectives and methods of spatial analysis from their own academic points of view. This paper aims to review the studies of Japanese medieval cities by examining the meaning of the spatial structure and perspectives on spatial analysis.